

○和歌山市営自転車等駐車場条例施行規則

昭和58年8月30日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市営自転車等駐車場条例（昭和58年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期駐車券)

第2条 条例第5条第2項の定期駐車券の様式は、別記様式第1号（和歌山市営市駅前自転車駐車場及び和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場における定期駐車券にあつては、別記様式第1号の2）のとおりとする。

(使用の手続)

第3条 駐車場を使用しようとする者は、入場の際駐車料金を納付し、駐車券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。ただし、和歌山市営市駅前自転車駐車場及び和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場を使用しようとする者は、入場の際駐車券（別記様式第2号の2）の交付を受け、出場の際駐車料金を納付しなければならない。

2 駐車場を定期使用する者（以下「定期使用者」という。）は、定期駐車券を係員に提示しなければならない。ただし、和歌山市営市駅前自転車駐車場及び和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場を定期使用する者は、和歌山市営市駅前自転車駐車場及び和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場の入口及び出口において定期駐車券を提出しなければならない。

(駐車料金の減免)

第4条 条例第7条の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転している自転車等が駐車場を使用したときは、駐車料金の5割に相当する額を減額する。

2 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者が入場から出場までの時間が2時間を超え、かつ、3時間までである場合であつて、当該入場から出場までの時間内に和歌山市民図書館を利用したときは、和歌山市営市駅前自転車駐車場の駐車料金を免除する。

(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。））及び幼稚園を除く。）に在学する者

(2) 小学校就学前の者

(駐車料金の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定による還付額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

各号に定める額とする。

(1) 定期使用者が月の初日の前日までに駐車場を使用しない旨の申出をした場合 当該申出に係る月分の定期使用に係る駐車料金に相当する額

(2) 駐車場の供用の休止により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり駐車場を使用することができなかった場合 当該休止に係る月分の定期使用に係る駐車料金に相当する額

(3) 定期使用者が駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかった場合（前号の場合を除く。） 当該休止に係る日数に、定期使用に係る駐車料金の額を30で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を乗じて得た額

2 駐車料金の還付を受けようとする者は、定期駐車料金還付請求書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（定期駐車券の紛失等）

第6条 定期駐車券を紛失し、又は著しくき損した者は、定期駐車券紛失・き損届（別記様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た者は、定期駐車券の再交付を受けることができる。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月7日）

この規則は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月26日）

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月26日）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年1月29日）

この規則は、平成5年2月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年5月2日）

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成7年3月14日）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 6 日）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 7 日）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 9 日）

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 7 月 1 9 日）

1 この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の和歌山市営自転車等駐車場条例施行規則第 8 条第 2 項に規定する申請書は、この規則の施行前に指定管理者の指定を行う場合の申請に用いることができる。

附 則（平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日）

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 3 日）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 5 月 2 3 日）

この規則は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 1 0 月 1 1 日）

この規則は、令和元年 1 0 月 1 5 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 0 日）

この規則は、令和 2 年 4 月 2 4 日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

(表)

1	No. _____				12
2	定 期 駐 車 券				11
	氏名 _____ 様				
3	料金 _____ 円				10
	和歌山市営 _____ 駐車場				
4	5	6	7	8	9

(裏)

注 意 事 項	
1 本券は、入出場の際提出してください。 2 入出場できる時間は、5時から翌日1時までです。 3 料金は毎月指定日までに納付してください。 4 既納の料金は還付しません。 5 場内での盗難、破損等の事故については一切責任を負いません。 6 本券を第三者に貸与し、又は譲渡できません。 7 場内では係員の指示に従ってください。	

別記様式第1号の2(第2条関係)

(表)

有効期限	年	月	日	NO.	_____
	定	期	駐	車	券
氏名	_____様			料金	円
和歌山市営					駐車場

(裏)

注 意 事 項	
1 本券は、入出場の際、機械に挿入してください。	5 既納の料金は還付しません。
2 入出場できる時間は、5時から翌日1時までです。	6 本券を第三者に貸与し、又は譲渡できません。
3 料金は毎月指定日までに納付してください。	7 場内では係員の指示に従ってください。
4 場内での盗難、破損等の事故について市は一切責任を負いません。	

別記様式第2号(第3条関係)

(表)

駐	車	券
普通料金		円
NO.		

領	収	書
円		
上記のとおり領収しました。		
和歌山市営		駐車場
-----◇-----		
・営業時間 5:00～翌日1:00		
・裏面の注意事項を御覧ください。NO.		

(裏)

注 意 事 項	
1	出場の際に本券を係員に提示してください。
2	1日を超える駐車の場合は駐車料を追徴します。
3	場内での盗難、破損等の事故については一切責任を負いません。
4	場内では係員の指示に従ってください。

別記様式第2号の2（第3条関係）
（表）

↑
IN

↑
IN

駐 車 券
和歌山市営

営業時間 5：00～翌日1：00

注 意 事 項

1 出場の際に本券を自動精算機に挿入してください。

2 1日を超える駐車の場合は駐車料を追徴します。

3 場内での盗難、破損等の事故について市は一切責任を負いません。

4 場内では係員の指示に従ってください。

（裏）

別記様式第3号(第5条関係)

定期駐車料金還付請求書

定期駐車券番号	年 度 月 別	納 付 額	還 付 請 求 額
第 号	年度 月分	円	円
納 付 日	理		
月 日	由		
上記のとおり還付を請求します。 年 月 日 (あて先)和歌山市長 住 所 氏 名 (印)			
領 収 書 上記金額を領収しました。 年 月 日 (あて先)和歌山市長 住 所 氏 名 (印)			

(注) 月途中の還付はできません。

別記様式第4号(第6条関係)

定 期 駐 車 券 紛 失 ・ き 損 届

年 月 日

(あて先)

届出者 住 所

氏 名

定期番号 第 号

定期駐車券を紛失・き損しましたので届け出ます。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

別記様式第 1 号の 2（第 2 条関係）

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

別記様式第 2 号の 2（第 3 条関係）

別記様式第 3 号（第 5 条関係）

別記様式第 4 号（第 6 条関係）